

## 浜松市上下水道部夜間緊急修繕工事実施要領

### (要旨)

第1条 この要領は、上下水道部が夜間に浜松市契約規則第3条に定める入札参加者に依頼する緊急修繕工事（以下「夜間緊急工事」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (夜間緊急工事)

第2条 夜間緊急工事とは、17時15分から翌日の8時30分までの間に上下水道部が依頼した公道における配水管及び給水管の修繕工事（路面復旧は仮復旧工事まで）とする。

### (業者の修繕体制)

第3条 夜間緊急工事の施工業者（以下「業者」という。）は、原則として、次の各号に定めるところにより夜間緊急工事を施行しなければならない。

- (1) 作業員は水道法施工規則第36条第2項に規定する適切に作業を行なうことができる技能を有する者を含め4人以上とすること。
- (2) 車両は作業車1台及びダンプ2台とすること。
- (3) 必要な機器類は一式を備えていること。

### (管理者の協力)

第4条 管理者は、業者に対し、次の各号に定めるところにつき協力することができる。

- (1) 修繕材料及び機器類の支給又は貸与。
- (2) 現場発生物の上下水道部構内への溜め置き。

### (修繕工事費)

第5条 夜間緊急工事に係る経費は、次に定めるところにより算定し、その合算額とする。

- (1) 工事費は、別に定める修繕工事（見積工事）単価表による。

2 修繕工事費の支払いは、出来高精算払いとする。

### 附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。